

苫小牧市「認知症サポーターのいるお店・事業所」登録制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、認知症サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）を受講した企業・団体等を「認知症サポーターのいるお店・事業所」（以下「登録団体」という。）として登録する制度に関して必要な事項を定め、認知症の人の意思が尊重され認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

（登録の対象）

第2条 市内に所在する企業・団体等（住民、企業・職域、行政、介護サービス等）を対象とする。ただし、教育機関は対象外とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる業種又は企業・団体等は登録をすることができない。

- （1） 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年9月17日公布）第2条第1項に規定する暴力団及び同条例第2条第4項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業・団体等
- （2） 各種法令等に違反している企業・団体等
- （3） 社会問題を起こしている業種又は企業・団体等
- （4） 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業・団体等
- （5） その他前各号に準ずる業種又は企業・団体等

（登録基準）

第3条 登録の基準は、次の各号をすべて満たすものとする。

- （1） 養成講座修了者が1名以上所属している企業・団体等
- （2） ステッカーを店舗等の目立つ位置に掲示する意思があること。

（登録の申請）

第4条 登録を申請する場合は、苫小牧市「認知症サポーターのいるお店・事業所」登録申請書（様式第1号）を苫小牧認知症キャラバン・メイト連絡会（以下「連絡会」という。）に提出するものとする。

(登録)

第5条 連絡会は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、登録基準を満たすと認めるときは、苫小牧市「認知症サポーターのいるお店・事業所」登録通知書（様式第2号）及びステッカーを登録団体に交付するものとする。

(登録団体の公表)

第6条 連絡会は、登録団体が希望する場合、当該登録団体の名称等を市（連絡会事務局）公式ホームページにおいて公表するものとする。

2 連絡会は、登録団体が同意する場合、当該登録団体の名称等を次の関係機関に情報提供することができる。

- (1) 地域包括支援センター
- (2) 苫小牧市認知症地域支援推進員
- (3) その他連絡会が必要と認める機関等

3 連絡会又は前項に規定する関係機関は、登録団体が希望する場合、第1項で公表している事項をSNS等に利用することができる。

(変更の届出)

第7条 登録団体は、名称、所在地等を変更したときは、速やかに、苫小牧市「認知症サポーターのいるお店・事業所」登録変更届（様式第3号）を連絡会に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第8条 登録団体は、登録基準を満たさなくなったとき又は継続して登録を受ける意思がなくなったときは、遅滞なく、苫小牧市「認知症サポーターのいるお店・事業所」登録辞退申出書（様式第4号）により、連絡会に届け出なければならない。

2 連絡会は、前項の規定により申出があったときは、当該登録の辞退を承諾するものとする。

(登録の解除)

第9条 連絡会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除し、苫小牧市「認知症サポーターのいるお店・事業所」登録解除通知書（様式第5号）により、登録団体に通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する登録の対象及び第3条に規定する登録基準を満たさなくなったとき。
- (2) 前条の規定による届出があったとき。

(3) その他、連絡会が登録団体としてふさわしくないと認めたとき。

2 前項の規定により登録の解除を受けた登録団体は、速やかにステッカーを撤去しなければならない。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、連絡会が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。